

2025 年 9 月 19 日（金）開催

東京グローバル・パスポート 大学等事務担当者向け説明会

いただいた質問への回答

Q 1 中長期コースの在籍確認について、毎月の在籍状況の確認は学生がシステム上で提出とのことですが、特に大学が間に入る必要はないという理解でよろしいでしょうか。

A 1 システム上、学生が月次在籍確認書を提出すると、在籍大学等の担当者様も提出された書類を確認できる形を想定しています。在籍大学等におかれましては、学生の活動状況の把握や学生への現地活動費の円滑な支給のため、毎月の提出状況の確認や未提出時の催促についてご協力をお願いします。

Q 2 自己アピールポイントについて、QR コードや URL 等を掲載することにより、別メディア（Web サイトや YouTube 動画など）へ誘導する方法も可能でしょうか。

A 2 自己アピールポイントの様式は任意ですが、「A 4 サイズ 1 枚まで」を要件としております。選考における公平性の観点から、応募フォームから提出いただくデータ（A 4 サイズ 1 枚）で完結するようお願いします。

Q 3 留学活動期間の終了後も、プライベートで一定期間、海外に滞在することは可能でしょうか。

A 3 本制度は留学計画の実行を目的として渡航する学生を支援するものであり、プライベートでの滞在は学生の状況を把握できなくなるなど安全管理上の懸念もあることから、留学活動終了後は速やかに帰国してください。

Q 4 第 5 希望内に記載していない受入機関での活動が決まった場合は、計画変更として受領いただけますでしょうか。

A 4 採用決定後、第 5 希望内に記載していない新たな受入機関へ変更する場合や受入機関を追加する場合は、速やかに留学計画の変更申請を行う必要があります。また、受入機関の変更に際して活動内容に変更が生じる場合は、新たな活動が留学の目的・目標とどのように結びついているのか具体的に説明してください。

なお、変更申請に当たっては、変更後の留学計画も教育上有益であり、当初計画と同等の質の学修成果を得られる必要があります。

留学計画の変更申請後、審査において変更が認められれば、本制度における支援対象となります。

Q5 受入機関について、大学等の高等教育機関を通じて探求活動を実施する場合、受入機関は高等教育機関1つでよいと考えてよいでしょうか。

A5 大学等の高等教育機関を通じて探求活動を実施する場合は、受入機関は高等教育機関1つで構いません。

Q6 在籍確認と現地活動費について毎月、前月分の在籍確認をし、現地活動費を支給することは、留学初月には現地活動費は支給されないという認識で間違いないでしょうか。

A6 留学期間中は、毎月10日までに、前月分の月次在籍確認書を提出いただいた場合に現地活動費を支給します。留学初月分についても在籍確認後に支給いたします。

Q7 本制度について大学等が協力する必要性は何でしょうか。

A7 応募時においては留学計画が教育上有益な学修活動であることの確認や、留学中においては学生の在籍状況の把握など、在籍大学等の協力が欠かせないことから、在籍大学等のご協力をお願いしております。

Q8 「トビタテ！留学 JAPAN」奨学金（文部科学省・日本学生支援機構）と対象、スケジュールや支援内容が似ており、応募希望者も重複する可能性が多いように思います。本奨学金（都）と、トビタテ！留学 JAPAN 事務局の連携（共通のプラットフォーム、資料の利用や面接日程の重複を避けるなど）は想定されていますか。

A8 都の応募フォームを活用することを想定しており、提出書類についても本制度の様式を使用いただく予定です。

Q9 1学期間（3か月 例：カリフォルニア大学 Fall quarter 9月～12月）等の学部留学（長期休みではなく、通常の授業開講学期に参加）は短期コースが対象になりますか。

A9 留学期間（最初の受入機関で活動を開始する日から最後の受入機関における活動を終了する日までの期間）が28日以上4か月未満の場合は短期コース、4か月以上1年未満の場合は中長期コースの対象となります。

Q10 授業料について、次のケースは支援対象となりますか。

①日本における所属大学がプログラム費として請求するもの

②留学先大学がプログラム費として請求するもの

A10 中長期コースの授業料については、交付申請に係る提出書類として、受入機関での授業料の請求書や支払証明書等の提出が必要になります。①、②いずれのケースにおいても、プログラム費の内訳として受入機関での授業料が確認できるものを提出してください。

なお、提出後、東京都において請求書及び支払証明書等の内容を確認し、授業料として認められたものを支援の対象とします。

Q11 アンバサダー活動はどのようなものを想定していますか。

A11 本制度を活用された派遣留学生にご協力いただき、これから留学をしたいと考える後進へのサポートを行っていただく予定です。

Q12 留学開始日は、授業開始前のオリエンテーション等は含まれますか。

A12 授業開始前のオリエンテーションについては、受入機関から出席を求められていること及び、現地で行われることを満たす場合、留学開始日に含みます。

Q13 留学出発時点では、探求活動も確定させていかなければならないでしょうか。

A13 探求活動を行う受入機関からの受入許可を留学開始前までに得る必要があります。また、受入機関が複数ある場合、原則として留学開始前までに全ての受入機関から受入許可を得る必要があります。

Q14 ①高等教育機関である受入機関からの証明書（受入許可書）だけでなく、探求活動の受入機関からの証明書も必要との説明がありましたが、高等教育機関である受入機関を経由して取得するものなのでしょうか、それとも学生個人で取得するものなのでしょうか。

②本制度について、中長期について、なぜ応募期間が1期しかないのでしょうか。現状、秋出発を優先しているように見受けられます。他外部奨学金では応募期間は出発時期に合わせ2期設けるケースが多いです。

A14 ①受入機関から取得する証明書は、派遣留学生が受入機関から直接取得し、東京都に提出いただく想定です。

②中長期コースについては、受入機関での活動を開始する留学開始日を2026年7月20日から2027年3月31日までに設定しており、1月頃の春留学への出発も可能な制度としております。

Q15 自主性の高い探求活動に、大学が安全管理面と危機管理面で責任を持つことができるかどうか、大学として慎重に検討が必要です。大学として危機管理体制が取れないと判断した場合、推薦機関として不適格ということになりますでしょうか。

A15 募集要項において、在籍大学等の要件に「留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること」と定めており、文部科学省の「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」における「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制の整備をお願いしています。

貴学として、ご検討された結果、上記ガイドラインに則った危機管理体制が取れないと判断された場合は、上記の要件を満たせなくなります。

Q16 ①推薦状発行のため、面談は必須でしょうか。ご説明及び東京グローバル・パスポート募集要項の推薦状を拝見すると面談が必須であると考えておりますが、この認識で間違いないでしょうか。また、面談を行う形式（1 対 1 や 1 対複数名）は問わないという理解で間違いないでしょうか。

②推薦状に記載されているチェック項目に従って面談が必要だと思いますが、応募資格や応募要件と切り離して確認して問題ないでしょうか。

A16 ①派遣留学生の推薦に当たっては、応募者との面談をお願いします。なお、面談の形式は問いません。

②推薦状のチェック項目は派遣留学生の要件の確認とは異なり、応募者との面談に基づき、学生を推薦される方にご確認いただきたい項目を記載しています。したがって、応募要件と切り離して確認いただいて問題ありません。

なお、派遣留学生の要件に合致しているかについては、在籍大学等におかれましても学生から提出された書類等により、確認のご協力をお願いします。

Q17 大学院生の応募について、学生の両親が東京都に住んでいることだけをもって応募ができますか。両親を生計維持者とみなしてよいでしょうか。

A17 学部生か大学院生かを問わず、原則、父母が生計維持者となりますが、父母と別世帯であり、一切の金銭的支援を受けず、父母の扶養に入っていない場合は、学生本人が生計維持者となります。